

第百八号議案

東京都公害紛争処理条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都公害紛争処理条例の一部を改正する条例

東京都公害紛争処理条例（昭和四十五年東京都条例第四百十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「車賃、日当、宿泊料」を「航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当」に改め、同条に次の三項を加える。

2 前項第一号の参考人又は鑑定人に支給する鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費又は宿泊手当の額は、職員の旅費に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十六号。以下「旅費条例」という。）の規定により職務の級が一級の職員に支給する額に相当する額とする。

3 前項に規定する費用の支給方法及び算定方法は、旅費条例の適用を受ける職員の例による。

4 第一項第一号の鑑定料は、当該鑑定をするに当たり必要とした特別の技能の程度又はこれに要した時間及び費用を考慮して、その実費の支給をすることができる。この場合において、その支給方法は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都公害紛争処理条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(提案理由)

陳述若しくは意見を求められた参考人又は鑑定を依頼された鑑定人の費用の支給に係る規定を改める必要がある。